

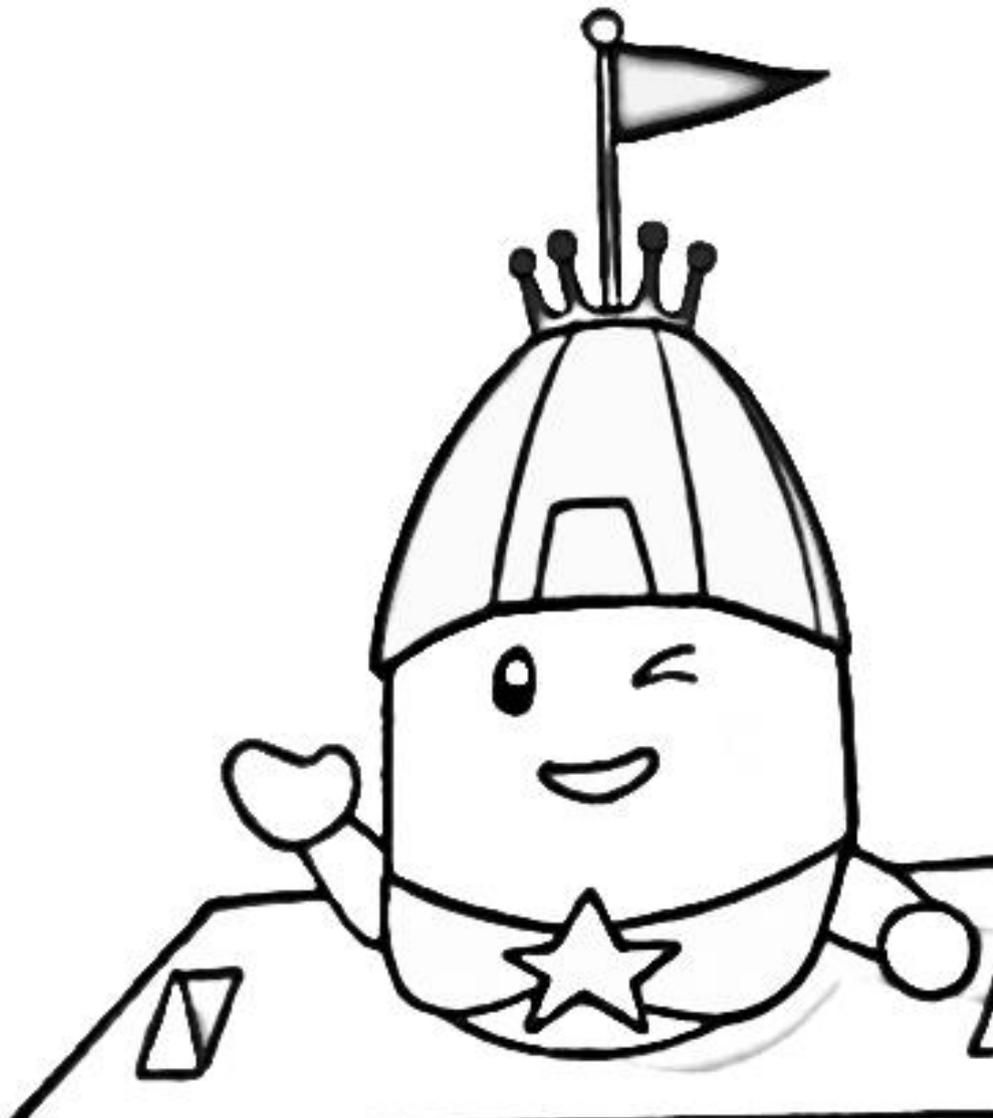
令和4・5・6年度

「情報システムの開発」

競争入札参加資格審査申請の手引

北海道総務部イノベーション推進局情報政策課

(令和6年4月1日)



I 本手引について

本手引は随時改訂することがあります。

改訂情報は北海道のホームページ (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sk/R4-6_ICT_shinsa.html) に掲載します。

■ 改訂履歴

| 発行日 | 版 | 主な修正 |
|-----------|-----|------------------|
| 令和3年11月5日 | 初版 | |
| 令和5年 3月3日 | 2 版 | 追記、一部記載削除および誤字修正 |
| 令和6年 4月1日 | 3 版 | 機構改正に伴う組織名修正 |
| | | |
| | | |

II 注意事項

- ①資格審査の結果、資格者は令和4年度、5年度及び6年度の競争入札参加資格者名簿に登録されますが、入札に参加する資格を与えられるというだけで、必ず発注があるということではありませんので留意してください。
- ②電子申請を行うにあたり、添付書類のフォーマットは、Word、Excel、画像データ又はPDFのいずれかによるものとします。
- ③本手引の中で提出書類として「写し」を求めているものについては、原本をスキャナ撮りした画像データ又はPDFデータを添付してください。
また、北海道から原本の提示を求められることがあります。提示を求められたときは速やかに提示できるよう、原本は資格の有効期間が終了するまで確実に管理してください。

目次

| | | |
|-----|---------------------------------------|----|
| 1 | あらかじめ必要な準備 | 1 |
| 2 | 申請の方法 | 3 |
| 3 | 「情報システムの開発」競争入札参加資格（法人、個人事業主、中小企業組合等） | 5 |
| | (1) 「情報システムの開発」の範囲 | 5 |
| | (2) 審査基準日 | 5 |
| | (3) 資格要件 | 6 |
| | (4) 中小企業組合等の資格要件 | 6 |
| | (5) 資格の有効期間 | 6 |
| 4 | 競争入札参加資格審査申請（法人、個人事業主、中小企業組合等） | 7 |
| (1) | 資格審査申請の受付期間 | 7 |
| | ア 定期の申請をする者 | 7 |
| | イ 随時の申請をする者 | 7 |
| (2) | 中小企業組合等の資格審査申請の受付期間 | 7 |
| (3) | 申請手続に関する問い合わせ先 | 7 |
| (4) | 審査結果の通知 | 7 |
| (5) | 申請・添付書類 | 8 |
| | ア 法人の場合（中小企業組合等はウによる。） | 8 |
| | イ 個人事業主の場合 | 9 |
| | ウ 中小企業組合等の場合 | 10 |
| (6) | 申請書類作成の一般的注意事項 | 10 |
| (7) | 競争入札参加資格審査申請書（その1）の入力方法 | 10 |
| | ア 申請者 | 10 |
| | イ 代理人 | 11 |
| | ウ 備考 | 11 |
| (8) | 営業概要書の記入方法 | 11 |
| | ア 会社概要 | 11 |
| | イ 登録・認証・認定等 | 11 |
| | ウ 自己資本額 | 12 |
| | エ 北海道と取引を行う支店又は営業所等 | 12 |
| | オ 上記以外の北海道内の支店又は営業所等の名称及び所在地 | 12 |
| | カ 売上高及び構成 | 12 |
| | キ 経営状況 | 12 |
| | ク 従業員の構成 | 12 |
| | ケ 情報処理技術者試験合格者数 | 12 |
| | コ メーカー等認定資格取得者数 | 13 |
| | サ 過去1年間の開発実績 | 13 |
| | シ 得意分野のPR | 13 |
| | ス 添付書類 | 13 |

| | |
|---|----|
| (9) 開発システムの概要の作成方法 | 13 |
| 5 相続・合併等に伴う資格の再審査 | 14 |
| 6 資格関係事項の変更（法人、個人事業主、中小企業組合等） | 15 |
| 7 競争入札参加資格の辞退 | 16 |
| 8 共同企業体（ジョイント・ベンチャー（JV））の競争入札参加資格 | 16 |
| (1) 共同企業体の構成 | 16 |
| ア 結成方法 | 16 |
| イ 共同企業体の構成員数とその構成 | 16 |
| (2) 資格要件 | 16 |
| (3) 出資比率 | 17 |
| (4) 資格審査 | 17 |
| ア 申請の時期 | 17 |
| イ 資格の審査 | 17 |
| ウ 資格審査の申請・添付書類 | 17 |
| (5) 資格の有効期間 | 17 |
| (6) 共同企業体の解散 | 17 |
| (7) 資格の変更審査 | 17 |
| (8) 競争入札参加資格審査申請書（その2）の記入方法 | 17 |
| (9) 情報システム開発業務共同企業体協定書の記入方法 | 18 |
| 別表 情報処理技術者試験名称対照表 | 1 |

1 あらかじめ必要な準備

「情報システムの開発」競争入札参加資格審査の申請等は、電子申請のみの受付となります。電子申請を行うにあたって、添付の必要な書類は次のとおり様式が定められていますので、必ず確認してください。

申請者によって提出書類が異なりますので、注意してください。

(1) 様式

| 手続を行うとき | 手続様式名 | 申請者 | | | | 「北海道電子申請サービス」での手続名 | 添付様式 | 手引 |
|-----------------------|----------------------|-----|-------|---------|-------|--|---|-----|
| | | 法人 | 個人事業主 | 中小企業組合等 | 共同企業体 | | | |
| 資格登録するとき | 競争入札参加資格審査申請書（その1） | ○ | | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> 「北海道電子申請サービス」上で検索すると表示される名称です。 電子申請サービスの入力画面が様式を兼ねています。 | <ul style="list-style-type: none"> 「申請用紙をダウンロードする」ボタンでダウンロードされるZIPファイルに含まれています。 ここに記載している様式のほかに納税証明書等関係書類の添付が必要です。具体的には手引の内容を御確認ください。 | ページ |
| | | | ○ | | | | | |
| 相続・合併等が生じたとき | 競争入札参加資格変更審査申請書（その1） | ○ | ○ | ○ | | 令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格変更審査申請書（その1） | | P14 |
| 資格事項の変更等が生じたとき | 競争入札参加資格関係事項変更届 | ○ | ○ | ○ | | 令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格関係事項変更届 | | P15 |
| 資格を辞退するとき | 競争入札参加資格辞退届 | ○ | ○ | ○ | | 令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格辞退届 | | P16 |
| 共同企業体が資格登録するとき | 競争入札参加資格審査申請書（その2） | | | | ○ | 令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格審査申請書（その2） | <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム開発業務共同企業体協定書 ・情報システム開発業務共同企業体附属協定書 | P16 |
| 共同企業体構成員に相続・合併等が生じたとき | 競争入札参加資格変更審査申請書（その2） | | | | ○ | 令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格変更審査申請書（その2） | | P17 |
| 共同企業体が解散したとき | 情報システム開発業務共同企業体解散届 | | | | ○ | 令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」情報システム開発業務共同企業体解散届 | | P17 |

※「北海道電子申請サービス」には、「情報システムの開発」以外の資格の手続も掲載されていますので、お間違えのないように御注意ください。

(2) 電子申請の準備

申請は、北海道電子自治体共同システム「北海道電子申請サービス」を用いて行います。

次の URL（北海道電子自治体共同システム）から「電子申請サービスを利用する」に入っていただき、表示される「北海道電子申請サービス」画面左の「初めて利用する方へ」を御確認ください。

URL 北海道電子自治体共同システム：<https://www.harp.lg.jp/>



「北海道電子自治体共同システム」

「北海道電子申請サービス」

ア 利用者登録

電子申請を行うには「北海道電子申請サービス」へのログインが必要です。

北海道電子申請サービスの「初めて利用する方へ」から「利用方法（利用者登録・ログイン編）」を御確認いただき、利用者登録を行ってください。

URL 北海道電子申請サービス「初めて利用する方へ」：<https://www.harp.lg.jp/public/about.html>

(3) 法人番号の確認

申請項目に法人番号が追加されました。法人番号とは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（マイナンバー法）に基づき、法人に割り当てられている13桁の番号です。法人番号は平成27年10月以降、国税庁から各法人にそれぞれ通知されていますが、国税庁「法人番号公表サイト」で検索することが可能です。

法人が申請する場合、法人番号の入力が必要となりますので、あらかじめ御確認ください。

URL 国税庁「法人番号公表サイト」：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

2 申請の方法

令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格審査申請は、インターネットを通じた電子申請により行います。

(1) 申請先の選択

次のURL（北海道電子自治体共同システム）から「電子申請サービスを利用する」に入っただき、表示される「北海道電子申請サービス」画面の「申請先の選択」で「北海道」を選択してください。

URL 北海道電子自治体共同システム：
<https://www.harp.lg.jp/>

「北海道」を選択する



(2) 手続の選択

表示された「手続の選択」画面の右にある「キーワードで絞り込む」で「情報システムの開発」と入力し、検索してください。

「情報システムの開発」で
検索する。



(3) 申請

検索結果から該当する手続を選択し、申請を行ってください。

(例) 「情報システムの開発」競争入札参加資格審査申請は、次の手続名で登録されています。

[法人の場合]

「【法人】 令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格審査申請（その1）」

[個人事業主の場合]

「【個人】 令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格審査申請（その1）」

なお、該当手続画面の「申請用紙をダウンロードする」ボタンから、添付書類として必要になる様式をダウンロードできます。同様に検索し、申請前にダウンロードしておくと便利です。

(例) 「情報システムの開発」競争入札参加資格審査申請に添付書類として必要になる様式

- 営業概要書
- 誓約書

(4) ホームページ

令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格に関する情報は、北海道のホームページに掲載します。

各手続へのリンクをまとめて掲載しますので、こちらからアクセスされると便利です。

URL

北海道ホームページ「令和4年度、5年度及び6年度
「情報システムの開発」競争入札参加資格」：

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/R4-6_ICT_shinsa.html

3 「情報システムの開発」競争入札参加資格（法人、個人事業主、中小企業組合等）

令和4年度、5年度及び6年度（令和4年4月1日から令和7年3月31日）に、北海道の全ての機関が発注する情報システムの開発の委託契約に関する競争入札に参加する場合には、その参加資格の有無について、事前に審査を受ける必要があります。

令和4年度、5年度及び6年度に情報システムの開発の委託契約に関する競争入札に参加を希望する方は、営利・非営利法人（以下、「法人」という。）、個人、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業の団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）及び共同企業体を問わず、この手引により競争入札参加資格審査の申請を行ってください。

(1) 「情報システムの開発」の範囲

この資格における「開発」とは、情報システムを開発する際に生じる全ての作業のことで、具体的には以下のものをいいます。

ただし、単なるパッケージソフトの購入及びインストール又はハードウェアの開発及び設置、システムの運用又は保守及び管理、パッケージソフト、ハードウェアの賃貸借又は保守及び管理は除きます。

| | | |
|-----------|---|---|
| 情報システムの開発 | システム分析 | 対象業務又は現行システムの調査及び分析、問題点の解決策の検討、システム化案の検討、業務改善効果の予測、システム化計画の作成、その他 |
| | システム設計 | 詳細設計…入出力帳票設計、コード設計、ファイル設計、プロセス設計、プログラム設計、データベース設計、画面設計、移行設計 機能設計…信頼性設計、安全性設計、拡張性設計、保守管理設計(構成管理、性能管理、障害管理、セキュリティ管理、その他)、運用管理設計(運用マニュアル作成、障害マニュアル作成、その他)、その他 |
| | ネットワーク設計 | 信頼性設計、安全性設計、拡張性設計、ネットワーク方式設計、通信設備設計、アドレス設計、保守管理設計(構成管理、性能管理、障害管理、セキュリティ管理、その他)、その他 |
| | プログラム作成 | プログラミング、プログラムテスト、その他 |
| | システムテスト | システム結合テスト、ネットワーク接続テスト、その他 |
| | システム移行 | システム移行のためのデータエントリ、運用資源の移行、運用テスト、教育及び研修、その他 |
| | SLCP-JCF98の以下のプロセス及びアクティビティ [1.3.3][1.3.4][1.4][1.5.1][1.5.2][1.5.3][1.6][2.1][2.2][2.3][2.4][2.5][2.6][2.8] | |

(注) SLCP-JCF98 は、ソフトウェア又はシステムの企画、開発、運用、保守及びそれらに関わる一連の諸活動(作業内容)を定義した国際規格であるソフトウェアライフサイクルプロセス ISO/IEC 12207(JISX 0160)に、日本のソフトウェア産業界の特性に合わせた作業内容を追加して作成された、ソフトウェアを中心としたシステム開発及び取引のための共通の枠組み(共通フレーム)です。

(2) 審査基準日

資格審査の基準日は、令和3年11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）です。

(3) 資格要件

競争入札に参加する資格を得るためには、次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

ア 次に掲げる要件に該当する者でないこと。

- ① 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- ② 政令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されていないこと。

イ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ① 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）。
- ② 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ③ 消費税及び地方消費税。

ウ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

エ 審査基準日（随時の申請をする場合は、申請しようとする月の初日）現在において営業期間が引き続き2年以上であること。

オ 審査基準日の直前1年（令和2年11月1日から令和3年10月31日）の間（随時の申請をする場合は、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間に情報システムの開発実績を有していること。

カ 2年以上の経験を有するSE又はプログラマーを有していること。

(4) 中小企業組合等の資格要件

中小企業組合等が、次のいずれかに該当するときは、「(3) 資格要件」のうち、「エ」の営業年数に関する要件は適用しません。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

(5) 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合、令和4年度、5年度及び6年度の3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）です。

また、随時申請の場合は、資格を有すると認められた通知があった日から、令和7年3月31日までです。

4 競争入札参加資格審査申請（法人、個人事業主、中小企業組合等）

法人、個人事業主、中小企業組合等が「情報システムの開発」に関する競争入札参加資格を取得するには「「情報システムの開発」競争入札参加資格審査申請書（その1）」により申請を行います。

※ 「北海道電子申請サービス」に次の手続き名で登録されています。

[法人の場合]

「【法人】令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格審査申請（その1）」

[個人事業主の場合]

「【個人】令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格審査申請（その1）」

(1) 資格審査申請の受付期間

資格審査申請の受付は、次の期間に行いますので、この期間内に申請を行ってください。

ア 定期の申請をする者

令和3年11月9日（火）から令和3年11月29日（月）まで

イ 随時の申請をする者

令和4年3月1日（火）から令和6年12月27日（金）まで

(2) 中小企業組合等の資格審査申請の受付期間

中小企業組合等の資格審査申請は、(1)の受付期間のほか、次のいずれかに該当したとき、随時に行うことができます。

ア 中小企業等協同組合又は協業組合が、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けたとき。

イ 構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(3) 申請手続に関する問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部イノベーション推進局情報政策課
TEL 011-204-5980（直通）

(4) 審査結果の通知

ア 定期に申請した資格審査の結果は、資格の有無に関わらず、3月中旬に通知します。

イ 随時に申請した資格審査の結果は、資格の有無に関わらず、受付した日から30日以内に通知します。

ウ 審査結果通知書は紛失による再発行を行いませんので、大切に保管してください。

(5) 申請・添付書類

競争入札参加資格審査の申請に必要な書類は、次のとおりです。なお、法人、個人、中小企業組合等ごとに必要書類が異なる場合がありますので、下表に従い、漏れのないようにしてください。

ア 法人の場合（中小企業組合等はウによる。）

| 申請・添付書類 | | | 要領 |
|---------|---------------------------------------|---|--|
| 1 | 競争入札参加資格審査申請書 (その1) (※1) | ◎ | 「(7) 競争入札参加資格審査申請書 (その1) の入力方法」により作成してください。 |
| 2 | 営業概要書(※2) | ◎ | 「(8) 営業概要書の記入方法」により作成してください。 |
| 3 | 財務諸表 | ◎ | 審査基準日の直前2年分のもの ・法人(中小)…貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (会社法及び会社計算規則施行後の基準に基づき計算書類を作成する法人にあつては、株主資本等変動計算書は不要) |
| 4 | 登記事項証明書(写し) | ◎ | 法務局発行のもので発行後3か月以内のもの |
| 5 | 納税証明書 (写し) | ◎ | [道に納税義務がある場合] ・道税 (道が賦課徴収するものに限る。) 道税事務所又は(総合) 振興局が発行する「道税について滞納がないこと」を証明するもので、発行後3か月以内のもの ・消費税及び地方消費税 税務署が発行する「書式その3 (未納税額のない証明用)」又は「その3の3 (法人税及び消費税及び地方消費税について未納税額のない証明用)」で発行後3か月以内のもの ※北海道に納付した道税の納税証明書の交付請求には、納税者の代表者印が必要です。 また、納税者が納税証明書交付請求を代理人に委任したときは、その委任事項を記載した委任状と代理人印が必要となります。 [道に納税義務がない場合] ・事業税 本店所在の都府県が発行する事業税に滞納がないことを証明する、発行後3か月以内のもの 法 人(中小)…法人事業 個 人 …個人事業税 ・消費税及び地方消費税 税務署が発行する「その3 (未納税額のない証明用)」又は「その3の3 (法人税及び消費税及び地方消費税について未納税額のない証明用)」で発行後3か月以内のもの |
| 6 | 健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証明する書類 (写し) | ◎ | ①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ |
| 7 | 雇用保険の届出義務を履行している事実を証明する書類 (写し) | ◎ | ①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書 (控) |

| | | | |
|----|--------------------------|---|--|
| | | | ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ |
| 8 | 社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式） | ○ | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入義務のない場合 |
| 9 | 誓約書（写し） | ◎ | 別に定める様式に記名してください。 |
| 10 | 定款又は寄付行為 | ○ | 会社以外の法人の場合 |
| 11 | 開発システムの概要 | ○ | 営業概要書の過去1年間の開発実績について、「(9) 開発システムの概要の作成方法」により作成してください。 |
| 12 | ISO9000認証登録証の写し | ○ | 情報システムの開発に関わる ISO9000シリーズの認証を取得しているとき |
| 13 | 情報セキュリティマネジメントシステム認定証の写し | ○ | 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認定を取得しているとき |
| 14 | プライバシーマーク使用許諾証の写し | ○ | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が指定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾を受けているとき。 |
| 15 | 代理申請に係る委任状 | ○ | 行政書士等が代理申請を行う場合に必要 申請受付時前3か月以内の日付のもの ※支店長など従業員の方が申請書を提出する場合には不要です。 |

イ 個人事業主の場合

| | 申請・添付書類 | | 要領 |
|---------|--------------------------------------|---|--|
| 1 | 競争入札参加資格審査申請書（その1）（※1） | ◎ | 「(7) の競争入札参加資格審査申請書（その1）の入力方法」により作成してください。 |
| 2 | 営業概要書（※2） | ◎ | 「(8) 営業概要書の記入方法」により作成してください。 |
| 3 | 財務諸表 | ◎ | 審査基準日の直前2年分のもの 〔青色申告者〕…所得税青色申告決算書の損益計算書及び資産負債調の写し 〔白色申告者〕…所得税確定申告書の写し、営業収支及び資産負債の状況が明示されている書類の写し |
| 4 | 身分証明書（写し） | ◎ | 代表者の本籍地の市区町村発行のもので発行後3か月以内のもの |
| 5 | 納税証明書（写し） | ◎ | 「ア 法人の場合」の5と同じ |
| 6 | 健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証明する書類（写し） | ◎ | 「ア 法人の場合」の6と同じ |
| 7 | 雇用保険の届出義務を履行している事実を証明する書類（写し） | ◎ | 「ア 法人の場合」の7と同じ |
| 8 | 社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式） | ○ | 「ア 法人の場合」の8と同じ |
| 9 | 誓約書（写し） | ◎ | 「ア 法人の場合」の9と同じ |
| 10 ～ | 「ア 法人の場合」の11～15と同じ | ○ | |

ウ 中小企業組合等の場合

| | 申請・添付書類 | | 要領 |
|--------|-------------------------|---|------------------------------|
| 1 | 「ア 法人の場合」の申請・添付書類1～9と同じ | ◎ | |
| 2 | 官公需適格組合証明書（写し） | ◎ | 中小企業組合等において官公需適格組合の証明を有する場合。 |
| 3 | 組合の定款 | ◎ | |
| 4 | 中小企業組合等の概要 | ◎ | |
| 5 ～ | 「ア 法人の場合」の11～15と 同じ | ○ | |

(注) 1 (※1)印は、電子申請の入力画面が様式を兼ねています。

2 (※2)印は、様式が指定されている書類です。（「北海道電子申請サービス」の手続案内画面の「申請用紙をダウンロードする」ボタンでダウンロードされる ZIP ファイルに含まれています。）

3 ◎印は、必須書類です。

4 ○印は、該当するときに必要な書類です。

5 添付書類のうち外国語で記載されたものがあるときは、日本語の訳文を付記又は添付してください

6 添付書類のうち、金額表示が外国貨幣となっているものがあるときは、「(12) 申請書類作成の一般的注意事項」の「イ」を参照し、日本円に換算したものを付記又は添付してください。

7 外国事業者が申請する場合の商業登記簿謄本又は身分証明書の添付については、それらに代えて、当該国の管轄官庁又は権限を有する機関の発行する書類を添付書類とすることができます。

(6) 申請書類作成の一般的注意事項

ア 申請書類に記入する言語は「日本語」とし、金額表示は「日本円」とします。

イ 金額表示を外国貨幣から日本円に換算するときは、審査基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算してください。

(7) 競争入札参加資格審査申請書（その1）の入力方法

ア 申請者

○ 郵便番号

…7桁の郵便番号を正確に入力してください。

○ 所在地

…法人は、登記簿上の本店の所在地、個人は、営業の本拠となっている住所を入力してください。

なお、外国事業者は、本店の所在する国名も入力してください。

○ 商号又は名称

…法人は、登記簿上の商号、個人は、使用している名称(屋号等)を入力してください。

○ 代表者

…法人は、登記簿上の代表者の役職名及び氏名、個人は、戸籍上の氏名を入力してください。

なお、外国事業者は、当該国の管轄官庁又は権限を有する機関に届け出ている代表者の役職名及び氏名を入力してください。

○ 電話番号

…市外局番、市内局番及び番号の間は "-" で区切って入力してください。

○ 法人番号

…13桁の法人番号を正確に入力してください。

イ 代理人

代理人により申請を行う場合に入力の上、委任状を添付してください。（支店長など従業員の方が申請書を提出する場合には不要です。）

- 郵便番号
…7桁の郵便番号を正確に入力してください。
- 所在地
…法人は、登記簿上の本店の所在地、個人は、営業の本拠となっている住所を入力してください。
- 申請代理人
…法人は、登記簿上の商号、代表者の役職名及び氏名を、個人は、使用している名称(屋号等)及び戸籍上の氏名を入力してください。
- 電話番号
…市外局番、市内局番及び番号の間は"-"で区切って入力してください。

ウ 備考

- 担当者連絡先
…申請に係る実務担当者（問い合わせ先）の連絡先部署、担当者、電話番号及びメールアドレスを入力してください。
- その他
…その他、申請に係る連絡事項等があれば入力してください。

(8) 営業概要書の記入方法

ア 会社概要

- 設立(創業)年月日
…営業の開始年月日を記入してください。設立(創業)後、途中で組織を変更している場合でも当初の営業開始年月日を記入してください。
- 現組織への変更年月日
…設立(創業)後、個人事業から会社組織への変更又は有限会社から株式会社への変更など組織の変更があった場合、現組織に変更した年月日を記入(何度も組織を変更している場合は、最近の変更年月日を記入)してください。
- 営業年数
…設立(創業)から審査基準日までの期間から、転業、廃業及び休業期間を差し引いた年及び月数(日数切捨て)を記入してください。
- 決算月
…審査基準日直前の決算月を記入してください。

イ 登録・認証・認定等

- ISO9000認証取得
…情報システムの開発に関わるISO9000シリーズの認証を取得しているときは、その認証を取得した年月日を記入してください。
- 情報セキュリティマネジメント認定取得（又は、情報システム安全対策実施事業所認定）
…「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認定を取得しているときは、認定年月日を記入してください。
- プライバシーマーク認定
…一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾証を取得した年月日を記入してください。

ウ 自己資本額

個人の方は記入する必要はありません。

資本金

…直前決算時の貸借対照表の資本金の額(千円未満切捨て)を記入してください。

エ 北海道と取引を行う支店又は営業所等

本店が北海道外にあり、北海道内の支店又は営業所等が北海道と取引を行うなどの場合に記入してください(本店が北海道と直接取引を行う場合は、記入する必要はありません)。

商号又は名称

…支店、営業所等の商号又は名称を記入してください。

代表者

…支店、営業所等の代表者の役職名及び氏名を記入してください。

所在地

…支店、営業所等の所在地を記入してください。

郵便番号

…7桁の郵便番号を正確に記入してください。

電話番号

…市外局番、市内局番及び番号の間は "-" で区切り、左詰めで記入してください。

オ 上記以外の北海道内の支店又は営業所等の名称及び所在地

名称

…支店、営業所等の名称を記入してください。

所在地

…支店、営業所等の所在地を記入してください。

カ 売上高及び構成

直前決算時の売上高(千円未満切捨て)及びその構成比(小数点第2位以下四捨五入)を営業種目ごとに記入してください。なお、SIサービスの一部として売り上げたものは、SIに計上してください。

キ 経営状況

北海道が記入しますので、申請時は何も記入しないでください。

ク 従業員の構成

申請しようとする年の11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日。)で常時雇用されている本店、支店、営業所等の組織全体の従業員(家族従業員で給与の支給を受けている者を含む)の人数を記入してください。なお、従業員には、代表者及び役員を含みますが、派遣、臨時及び季節従業員又はパート及びアルバイト等は除きます。また、それぞれの部門ごとの従業員の人数(SE・プログラマーは、SEとプログラマーを合わせた人数)とその構成比(小数点第2位以下四捨五入)を記入してください。

ケ 情報処理技術者試験合格者数

情報処理技術者試験の合格者数をそれぞれの試験区分ごとに記入してください。

なお、情報処理技術者試験のカテゴリー等は随時変更されていますが、旧資格の有効期間は特に示されていないことから、旧名称の資格を取得されている方も情報処理技術者として取り扱いますので、営業概要書の資格名欄には旧資格の資格者も記入してください。

また、情報処理技術者試験名称新旧対照表については、別表を参照してください。

コ メーカー等認定資格取得者数

メーカー等の認定資格の取得者数を認定資格ごとに記入してください。

サ 過去1年間の開発実績

令和2年11月1日から令和3年10月31日の間の開発実績(開発中のものを含む)を、北海道、北海道以外の官公庁、民間企業の区分ごとに、契約年月の新しいものから順に記入してください。

なお、随時申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間の開発実績とします。

契約相手方

〔北海道〕…部(局)課名又は出先機関名を記入してください。

〔北海道以外の官公庁〕…国の機関、地方公共団体、公団、事業団等の名称を記入してください。

〔民間企業〕…業種を記入してください。

開発期間

…開発期間(開発に要した全期間)を記入してください。

開発システムの内容

…開発を行ったシステムの名称又はその内容を記入してください。

契約金額

…契約金額(千円未満切捨て)を記入してください。なお、1件のシステムについて、その開発期間が2年以上にまたがり、1年ごとに契約を締結している場合は、その契約金額の総額を記入してください。

シ 得意分野のPR

特に得意とする分野のPRがあれば記入してください。

ス 添付書類

営業概要書の他、申請にあたって必要な添付書類を確認の上、確認欄に記入してください。

(9) 開発システムの概要の作成方法

営業概要書の過去1年間の北海道及び北海道以外の官公庁の開発実績について、そのシステムの概要を以下の8項目により作成してください(民間企業の開発実績については作成する必要はありません)。

なお、体裁は自由としますが、Word又はPDFフォーマットで1件のシステムにつきA4用紙1枚に収まるように作成してください。

- 発注者(契約相手方)
- システムの名称
- 開発期間(開発に要した全期間、〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月)
- 開発言語
- 機能概要
- 処理形態
- 機器構成
- ネットワーク構成図

※営業概要書に記入いただいた情報は、審査の目的以外に利用または第三者へ提供することは一切ありません。

5 相続・合併等に伴う資格の再審査

審査の結果、資格者となった法人、個人事業主、中小企業組合等について、相続・合併など次の変更があったときは、「「情報システムの開発」競争入札参加資格変更審査申請書（その1）」により資格変更の審査を行います。

※ 「北海道電子申請サービス」に次の手続き名で登録されています。

「令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格変更審査申請書（その1）」

以下の変更事項ごとに必要な書類を添付して、速やかに申請してください。

| 変更事項 | 競争入札参加資格変更審査申請書の添付書類 |
|--------------|--|
| 相続による営業の移転 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 相続を証明する書類(除籍謄本、分割協議書等)の写し ○ 相続をした者の身分証明書(相続をした者の本籍地の市区町村発行のもの)の写し |
| 合併による営業の移転 | <p>〔法人と法人の合併〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解散登記に関する商業登記簿謄本(解散登記が未了のときは、合併に関する総会議事録)の写し ○ 合併に関する契約書の写し ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則(昭和28年9月1日公正取引委員会規則第1号)第7条第1項に規定する届出受理書(以下「届出受理書」という。)の写し ○ 合併後に存続又は新設した法人に関する競争入札参加資格審査申請書（その1）の添付書類 <p>〔個人と個人の合併〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 合併を証明する書類の写し ○ 合併後に存続又は新設した法人に関する競争入札参加資格審査申請書（その1）の添付書類 |
| 譲渡による営業の移転 | <p>〔譲渡先が資格者である法人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 譲渡に関する契約書の写し ○ 届出受理書の写し ○ 商業登記簿謄本(譲渡に関し登記を必要とするもの)の写し <p>〔譲渡先が資格者である個人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 譲渡に関する契約書の写し <p>〔譲渡先が資格者でない者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 譲渡に関する契約書の写し ○ 届出受理書の写し ○ 譲渡を受けた者に関する競争入札参加資格審査申請書（その1）の添付書類 |
| 会社分割による営業の承継 | <p>〔承継者が資格を有する法人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分割計画書又は分割契約書の写し ○ 商業登記簿謄本（分割登記未了の場合は、総会議事録）の写し ○ 届出受理書の写し <p>〔承継者が資格を有しない法人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分割計画書又は分割契約書の写し ○ 商業登記簿謄本（分割登記未了の場合は、総会議事録）の写し |

| | |
|---|--|
| | <input type="checkbox"/> 届出受理書の写し <input type="checkbox"/> 競争入札参加資格審査申請書（その1）の添付書類 |
| 中小企業組合等がその構成員を変更した場合（企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあつては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員に限る。） | 〔組合員の脱退〕 <input type="checkbox"/> 脱退を証明する書類の写し 〔組合員の新規加入〕 <input type="checkbox"/> 加入を証明する書類の写し |

（注）1 公正取引委員会の届出受理書は、次に掲げる合併の場合は添付不要です。

ア 小規模会社同士の合併（総資産合計額100億円超の会社及び同10億円超の会社の合併でない場合）

イ 親子・兄弟会社間（50%超の株式保有関係にある者）の合併

2 その他必要に応じ、関係書類の提出を求める場合があります。

6 資格関係事項の変更（法人、個人事業主、中小企業組合等）

審査の結果、資格者となった法人、個人事業主、中小企業組合等に、次の事項の変更があったときは、「競争入札参加資格関係事項変更届」により、変更事項ごとに必要な書類を添付して、速やかに届け出てください。

※ 「北海道電子申請サービス」に次の手順名で登録されています。

「令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格関係事項変更届」

| 変更事項 | 競争入札参加資格関係事項変更届の添付書類 |
|--|---|
| 商号又は名称(北海道と取引を行う支店又は営業所等に関するものについては変更届のみ) | <input type="checkbox"/> 変更に関する登記事項証明書又は変更を証明する書類の写し |
| 法人等の代表者(北海道と取引を行う支店又は営業所等の代表者については変更届のみ) | <input type="checkbox"/> 変更に関する登記事項証明書又は変更を証明する書類の写し |
| 所在地(北海道と取引を行う支店又は営業所等に関するものについては変更届のみ) | 〔法人〕 <input type="checkbox"/> 変更に関する登記事項証明書又は変更を証明する書類の写し 〔個人〕 <input type="checkbox"/> 住民票(市区町村発行のもの)又は変更を証明する書類の写し |
| 組織（個人から会社への組織変更など） | <input type="checkbox"/> 変更に関する登記事項証明書又は変更を証明する書類の写し |
| 電話番号（北海道と取引を行う支店又は営業所等に関するものを含む） | （変更届のみ） |
| 情報システムの開発に関わるISO9000の認証を取得したとき又は、その認証を取り消されたとき | 〔認証を取得したとき〕 <input type="checkbox"/> ISO9000認証登録証の写し 〔認証を取り消されたとき〕 （変更届のみ） |
| 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証を取得したとき | 〔認証を受けたとき〕 <input type="checkbox"/> 情報セキュリティマネジメントシステム認証の写し 〔認証の取消しを受けたとき〕 （変更届のみ） |
| プライバシーマーク使用許諾の認定を取得したとき | 〔認定を受けたとき〕 <input type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾証の写し 〔認定の取消しを受けたとき〕 |

| | |
|---|--|
| | (変更届のみ) |
| 法定保険加入状況に変更があったとき | 変更届及び変更後の「法定保険加入状況一覧表」並びに加入状況を確認できる書類の写しを添付してください。 |
| 従業員・SE・情報処理技術試験合格者数 | 〔それぞれに増減があったとき〕 (変更届のみ) |
| 資本金・準備金及び積立金・繰越(欠損)金・自己資本・総資本・負債・流動資産及び流動負債・営業利益・売上高に増減があったとき | 〔それぞれに増減があったとき〕 ○財務諸表 |

(注) 1 その他必要に応じ、関係書類の提出を求める場合があります。

2 変更が名簿に反映されるのは、道が変更届を受理した日以降となります。状況によっては指名候補から外れることも考えられますので、変更があった際は速やかに届け出てください。

7 競争入札参加資格の辞退

「情報システムの開発」に関する競争入札参加資格を有する事業者が、廃業、北海道からの撤退等事業を継続しない状態となった時、また、他事業者へ営業権の譲渡により、事業者としては存続するが、北海道と取引しない状況となったなど、何らかの理由により、北海道との取引を行わなくなった場合は「競争入札参加資格辞退届」により手続を行ってください。

※ 「北海道電子申請サービス」に次の手続名で登録されています。

「令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格辞退届」

8 共同企業体（ジョイント・ベンチャー（JV））の競争入札参加資格

下記の事項に基づいて結成された共同企業体（JV）についても、審査により資格者として認められたときは、資格者名簿に登録することとしています。競争入札に参加を希望する共同企業体は、「競争入札参加資格審査申請（その2）」により申請を行ってください。

※ 「北海道電子申請サービス」に次の手続名で登録されています。

「令和4年度、5年度及び6年度「情報システムの開発」競争入札参加資格審査申請（その2）」

(1) 共同企業体の構成

ア 結成方法

構成員となる企業の自由な意思に基づく自主結成とする。

イ 共同企業体の構成員数とその構成

共同企業体の構成員数は、2～3社とする。ただし、当共同企業体を構成する構成員に、道内に本店を有する企業を1社以上、含めること。

(2) 資格要件

構成員は、次の要件を全て満たしていなければなりません。

ア 全ての構成員は、道が定める「情報システム開発」競争入札参加資格を有すること。

イ 道外に本店を有する構成員は、道内に支社（支店）、営業所を有すること。

(3) 出資比率

全ての構成員の出資比率は、原則として均等割の10分の6以上とします。

(4) 資格審査

ア 申請の時期

共同企業体の資格審査申請は、当該共同企業体を結成したときに申請することができます。ただし、共同企業体を構成する構成員の資格要件として、道が定める「情報システム開発」競争入札参加資格を有していることが必要となります。このため、共同企業体の資格審査を申請するときは、構成する構成員の審査結果を確認した上で、「競争入札参加資格審査申請書（その2）」により申請を行ってください。

イ 資格の審査

共同企業体の資格審査は、北海道総務部長が申請を受理し、適格事項を審査の上、その結果を申請者に通知します。

ウ 資格審査の申請・添付書類

情報システム共同企業体の資格審査申請には、次の書類が必要です。

| 申請・添付書類 | 要領 |
|------------------------|---|
| 競争入札参加資格審査申請書 (その2) | 「(8) 競争入札参加資格審査申請書（その2）の記入方法」により作成してください。（電子申請サービスの入力画面が様式を兼ねています。） |
| 情報システム開発業務共同企業体協 定書 | 「(9) 情報システム開発業務共同企業体協定書の記入方法」により作成してください。 |

(5) 資格の有効期間

共同企業体の資格の有効期限は、資格を有する旨の決定通知をした日から、令和7年3月31日までです。

(6) 共同企業体の解散

共同企業体が当該共同企業体の資格の有効期間内に解散したときは、「情報システム開発業務共同企業体解散届」により手続を行ってください。

(7) 資格の変更審査

資格者となった共同企業体の構成員の営業が相続・合併・譲渡・会社の分割により移転され、当該構成員又は構成員の営業を承継した者を構成員として継続する場合は、変更審査の申請が必要となります。「競争入札参加資格変更審査申請書（その2）」により、変更が生じた構成員の「競争入札参加資格変更審査申請書（その1）」の写し及び変更後の協定書を添付し、速やかに申請してください。

(8) 競争入札参加資格審査申請書（その2）の記入方法

- 共同企業体の名称
…共同企業体の正式名称を記入してください。
- 代表者
…共同企業体を代表する代表者の住所等を記入してください。
- 構成員名称

…各構成員の単体会社名を記入してください。

○ 名簿番号

…各構成員が所属する単体会社の名簿番号を記入してください。

(9) 情報システム開発業務共同企業体協定書の記入方法

○ 共同企業体の名称

…競争入札参加資格審査申請書（その2）に記載した名称を記入してください。

○ 事務所の所在地

…競争入札参加資格審査申請書（その2）に記載した代表者の住所を記入してください。

○ 成立年月日

…競争入札参加資格審査申請書（その2）の申請日以前の日付を記入してください。

○ 構成員の名称等

…構成員全員の住所等を記入してください。

○ 取引金融機関

…共同企業体名義の口座を設けた金融機関名を記入してください。

別表 情報処理技術者試験名称対照表

営業概要書に記載する資格名は、新名称に該当する資格者数を記入してください。なお、旧名称欄に記載する資格を取得している方については、下の対応表に基づいて営業概要書の所定の欄に資格者数を新名称にて記入してください。

| 新名称（営業概要書に記載する資格） | 旧 名 称 |
|-------------------|--|
| ITストラテジスト | システムアナリスト 上級システムアドミニストレータ |
| システムアーキテクト | アプリケーションエンジニア プロダクションエンジニア |
| プロジェクトマネージャ | |
| ネットワークスペシャリスト | テクニカルエンジニア（ネットワーク） |
| データベーススペシャリスト | テクニカルエンジニア（データベース） |
| エンベデッドシステムスペシャリスト | テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム） マイコン応用システムエンジニア |
| 情報処理安全確保支援士 | 情報セキュリティスペシャリスト テクニカルエンジニア（情報セキュリティ） 情報セキュリティアドミニストレータ |
| IT サービスマネージャ | テクニカルエンジニア（システム管理） システム運用管理エンジニア |
| システム監査技術者 | |
| 応用情報技術者 | ソフトウェア開発技術者 第一種情報処理技術者 |
| 基本情報技術者 | 第二種情報処理技術者 |

- この手引について不明な点がございましたら次へお問い合わせください。

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部イノベーション推進局情報政策課
メールアドレス:joho.system@pref.hokkaido.lg.jp